

災害時等緊急時 児童引き渡しの要領について

御嵩町立伏見小学校

1. 趣旨

児童が在校中に、大規模地震などが発生したとき、東海地震注意情報・予知情報が発表されたとき、天候異常による警報などのとき、学校に不審者が侵入したとき、近隣での事件性を伴う変事が発生したときなど、児童だけの下校が危険と判断したとき、児童の安全確保のため、児童を直接ご家庭にお渡ししなければならないことがあります。そのような非常時に学校及び保護者が円滑安全に対処できるよう、その要領について周知徹底したいと思います。

2. 児童引き渡しが見込まれる状況

(1) 地震

現在、この地域では東海沖を震源とする東海地震の発生が懸念されております。

気象庁より、東海地震に関わる情報が出されていますが、それは、以下の3段階に分けられています。

東海地震に関連する調査情報 カラーレベル青	定例のものと臨時のものがあります。防災対策は特にありません。 臨時のものがでた場合は、最新の情報に注意して平常通り過ごします。
東海地震注意情報 カラーレベル黄	必要に応じ、児童・生徒の帰宅等の安全確保対策をとります。救助部隊、救急部隊、消火部隊、医療関係者等の派遣準備が行われます。
東海地震予知情報 カラーレベル赤	地震災害警戒本部が設置されます。津波や崖崩れの危険地域からの住民避難や交通規制の実施、百貨店等の営業中止などの対策がとられます。

上記のカラーレベル黄・赤が出た時点で、児童は保護者の迎えで帰宅することになります。

(2) 天候異常

暴風雨、大雨、洪水、雷などの発生が懸念されています。

状況に応じ、児童は保護者の迎えで帰宅することになります。

(3) 不審者侵入・変事など

不審者侵入や不測の事態の発生が懸念されます。

状況に応じ、児童は保護者の迎えで帰宅することになります。

3. 児童引き取りの流れ

(1) 学校から、保護者の方への児童引き取りの連絡（携帯メールと広報無線）をします。

地震に関しては、「東海地震注意情報」、または「東海地震予知情報」が発令され時（テレビ・ラジオなど）は学校からの連絡を行えない場合があります。

(2) 原則として保護者の方（勤めや、やむを得ない所用の場合は代理の方）が来校。

地震の場合は徒歩が最善です。

(3) 児童の引き渡し

A 「児童引き取りカード」が必要となります。必要事項を記入し、常に携帯してください。

① 児童を迎えに来て下さい。

- ・ 兄弟がいる場合は、先に上の兄弟から迎えに来て下さい。手をつなぎ離れないようにして下さい。(低学年のお子さんを連れて歩くと、はぐれてしまう可能性があるため)
- ・ 地震・不審者などの場合は運動場で、気象災害の場合は教室で引き渡す予定です。
- ・ 地震の場合は必ず徒歩で来て下さい。その他の場合で車で来られた時は、一方通行（北入口・南出口）、駐車は運動場の校舎側（児童は運動場のプール側で待機します。）をお願いします。

②A「児童引き取りカード」を担当に渡し、子どもを引き取ってください。

引き渡し時は、教室の前に一列で並んでお待ちください。順に児童を呼び出し、引き渡し確認を行います。(担任が、保護者（代理の方）を確認します)

児童が運動場で待機する場合も、クラスごとで並んでいます。上記と同様に引き渡しします。

4. 児童引き渡しに関するお願い

- ①事前にA「児童引き取りカード」を記入し、カードを切り分け、各保持者が携帯してください。財布や免許証の中などに入れておく等、常に携帯していただきたいと思えます。
B「引き渡し名簿」をA「児童引き取りカード」と一致させて記入していただき、5月2日までに学校に提出して下さい。
- ②「〇〇の母（父）です。」「〇〇の祖父（祖母）です。」のように、必ず児童との関係を担任に伝え、A「児童引き取りカード」を渡してから、引き取ってください。(確実に保護者に引き渡すため)
→原則として、カードに記入されていない方、カードがない方には、引き渡せませんので、ご注意ください。
- ③引き取り後は児童と手をつなぐなりして、児童が保護者のそばを絶対に離れないようにして下さい。
- ④地震注意情報・地震予知情報発令後は、直接学校への問い合わせは極力控えるようお願いします。(少ない回線がふさがってしまいます)
- ⑤児童引き渡しをする場合は、当然「児童クラブ」はありません。
- ⑥引き渡しが成立するまでは、児童は学校で保護されます。

5. C緊急時の「児童下校」の対応

児童が学校にいて、天候異常が予想される場合やインフルエンザ流行で学級閉鎖等になった場合、児童は下校させることがあります。(安全な状況の下)(状況によって分団・学年・学級下校)

このような時、

児童をそのまま下校させる場合(家に家人がいる、留守だが鍵を子どもが持っている、ご近所で子どもを預かってもらうことが確実にしているなど)と、

学校に待機させ、保護者（または、代理の方）が迎えに来る場合（児童引き渡し）があります。

お子さんをどうされますか。この件についてもお答えください。